

カードローンカード規定

1. (カードの利用)

とりしんカードローン(総合口座型カードローンを含む。)カード(以下、「ローンカード」といいます。)は、当該カードローン口座(以下、「口座」といいます。)について、以下の場合に利用することができます。

なお、「おせっかい奨学ローン」カードは第1項の取引のみ利用することができます。

また、次のローンカードは現金自動預払機(現金自動支払機および振込を行うことができる現金自動預兼用機を含む。以下、「ATM」といいます。)を利用することはできませんが、契約店の窓口で第8条に規定する方法の払戻しにより利用することができます。

「事業用当座貸越」カード

「マイリザーブ」カード

- (1) 当金庫および当金庫がATMの共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)のATMを使用して口座に臨時返済(以下、「入金」といいます。)をする場合
- (2) 当金庫および当金庫がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等以下「支払提携先」といいます。)のATMを使用して貸越を受ける(以下、「払戻し」といいます。)場合
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)のATMを使用して振込資金を口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

2. (ATMによる入金)

- (1) ATMを使用して入金をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる入金は、ATMの機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる払戻し)

- (1) ATMを使用して払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先のATMによる1日あたりの払戻しについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により、届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
ただし、届出の金額は当金庫および支払提携先所定の金額の範囲をこえることはできません。
- (4) 当金庫および支払提携先のATMによる1日あたりの払戻回数について、当金庫が本人から当金庫所定の方法により、届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
ただし、届出の回数は当金庫および支払提携先所定の回数の範囲をこえることはできません。
- (5) ATMを使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定するATM利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (ATMによる振込)

- (1) ATMを使用して振込資金を口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。

- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先のATMによる1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

ただし、届出の金額は、当金庫および振込提携先所定の金額の範囲をこえることはできません。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先のATMによる1日あたりの振込回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により、届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

ただし、届出の回数は、当金庫および振込提携先所定の回数の範囲をこえることはできません。
- (5) ATMを使用して振込をする場合、振込金額と振込手数料（消費税を含む。以下、同じ。）金額およびATM利用手数料金額の合計額が、払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

5. (ATM利用手数料等)

- (1) ATMを使用して入金をする場合には、当金庫または預入提携先所定のATMの利用に関する手数料（消費税を含む。以下、同じ。）をいただきます。
- (2) ATMを使用して払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定のATMの利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「ATM利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) ATM利用手数料は、入金および払戻し時に、その入金・払戻しをした口座から通帳および払戻請求書なしで、自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先のATM利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料（消費税含む。以下同じ）は、振込資金の口座からの払戻し時に、その払戻しをした口座から通帳および払戻請求書なしで、自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6. (代理人による入金・払戻しおよび振込)

代理人のカードは発行いたしません。

7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でローンカードにより入金することができ、また、当金庫がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻しをすることができます。
- (2) 前項による入金または払戻しをする場合には、ローンカードを提出し、当金庫所定の入金票に口座の口座番号、氏名（法人名、代表者名）、金額を記入のうえ、または当金庫所定のカードローン等借入請求書（総合口座型カードローンの場合は普通預金払戻請求書。以下、借入請求書といいます。）に口座の口座番号、氏名（法人名、代表者名）、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、借入請求書に住所（所在地）、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (3) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項のほか振込依頼書を提出することにより、振込の依頼をすることができます。

8. (窓口での払戻し)

- (1) 事業者カードローン、小規模事業者カードローン（強小プラス）のローンカードは契約店の窓口で、また総合口座型カードローンおよび教育ローン（カード型）は、全営業店の窓口で払戻しができます。

払戻を受ける場合は、ローンカード（総合口座型カードローンおよび教育ローン（カード型）は通帳）を提示し当金庫所定の借入請求書に届出の印章により記名捺印し、当金庫所定の手続に従ってください。

当金庫が窓口でローンカードを確認し、借入請求書に使用された印影と届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて払戻をした場合は、ローンカードまたは借入請求書に偽造・変造・盗用・その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

(2) 前項に規定するローンカード以外の契約極度額が 200 万円を超えるローンカードで 1 日の A T M での払戻合計額が 200 万円を超える場合は、窓口での払戻ができます。

払戻を受ける場合は、ローンカードを提示し当金庫所定の借入請求書に氏名、金額等を記入し、当金庫所定の手続に従ってください。

9. (規定の適用)

キャッシュカード規定および法人キャッシュカード規定の第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条を適用します。ただし、条文中「預金」とある場合「カードローン口座」に読み替えます。

この規定に定めのない事項については、当座貸越契約書の各条項および振込規定により取扱います。

10. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020. 04. 01)